

青森県報

第二千八百八十六号

平成二十年
一月二十五日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	同	一
右 同	同	二
右 同	同	二
右 同	同	三
右 同	同	三
生活保護法による介護機関の指定	(同)	三
右 同	同	三
右 同	同	四
右 同	同	五
生活保護法による指定介護機関の名称並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の名称及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の再開の届出	(同)	六
右 同	同	六
土地収用法による事業の認定	(監理課)	六
右 同	同	八
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	(漁港漁場整備課)	八
右 同	同	九
出先機関		

土地改良区の役員の退任

(東青地域) 青森県民局

告 示

青森県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	年 廃 月 日 止
老人保健施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	介護老人保健施設	平成一九・二・三〇

青森県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		年 廃 月 日 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
十和田市農業協同組合	十和田市西十番町四の二	J A 十和田市デイサービスセンター「きずな」	十和田市東一番町六の五	平成一九・二・三〇

"	"	"	"	社会福祉法人 信泉会	"	"	"
"	"	"	"	〇洞内六 和田市大字 長田六	"	"	"
療養短期 介護所	通所リハ ビリテー ション	訪問入浴 介護	訪問介護	訪問看護 せせ	福祉用具 貸与	訪問入浴 介護	訪問介護
"	"	"	"	らぎ 訪問看護 せせ	"	"	JA十和田市 ホームヘルプ センター 「きずな」
"	"	"	"	〇洞内六 和田市大字 長田六	"	"	十和田市東一 番町六の五
"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市農業 協同組合	名 称	介護予防事業者
十和田市西二 番町四の二 八	主たる事務 所の所在地	
介護予防 通所介護	類 種	介護予防
JA十和田市 デイサービス センター「き ずな」	名 称	介護予防事業所
十和田市東一 番町六の五	所 在 地	
平成 一九・二・三〇	廃 止 年月日	

"	"	"	"	社会福祉法人 信泉会	"	"	"
"	"	"	"	〇洞内六 和田市大字 長田六	"	"	"
療養短期 介護所	通所リハ ビリテー ション	訪問入浴 介護	訪問介護	訪問看護 せせ	福祉用具 貸与	訪問入浴 介護	訪問介護
"	"	"	"	らぎ 訪問看護 せせ	"	"	JA十和田市 ホームヘルプ センター 「きずな」
"	"	"	"	〇洞内六 和田市大字 長田六	"	"	十和田市東一 番町六の五
"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
居宅介護支援事業者	十和田市西三十三番町四の二八	JA十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	十和田市東一番町六の五一	平成一九・二・三〇
社会福祉法人 泉会	十和田市大字洞内字長田六〇の六	老人保健施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	"

青森県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
特定福祉用具販売事業者	十和田市西三十三番町四の二八	JA十和田市水戸ヘルプステーション「きずな」	十和田市東一番町六の五一	平成一九・二・三〇

青森県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
特定介護予防福祉用具販売事業	十和田市西三十三番町四の二八	JA十和田市水戸ヘルプステーション「きずな」	十和田市東一番町六の五一	平成一九・二・三〇

青森県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年月日
介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	介護老人保健施設	平成一九・二・三一

青森県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担わせる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	平成一九・〇・三
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問介護、訪問入浴	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
"	"	訪問介護	"	"	"
"	"	訪問介護	"	"	"
"	"	短期入所療養介護	"	"	"
"	"	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	"	"
地域コミュニティー株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	通所介護	デイサービスセンターがあつがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	一九・二・元
有限会社さくら会	五所川原市金木町倉七ツタ八四の三六	訪問介護	さくら園ヘルパーステーション	五所川原市金木町倉七ツタ八四の三六	一九・三・一

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の八	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	五所川原市金木町芦野二〇〇の三〇一	一九・六・五
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の八	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	五所川原市金木町芦野二〇〇の三〇一	一九・六・五
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の八	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	五所川原市金木町芦野二〇〇の三〇一	一九・六・五
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の八	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	五所川原市金木町芦野二〇〇の三〇一	一九・六・五
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
"	"	訪問看護	"	"	"
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の八	訪問看護	訪問看護ステーションせせらぎ	五所川原市金木町芦野二〇〇の三〇一	一九・六・五
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	訪問看護	介護老人保健施設とわた	十和田市長田六洞の内字六の六	一九・三・一
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一九・〇・三
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	訪問介護	訪問看護ステーションふれあい	弘前市大字八幡町三丁目一の四	一九・七・一
医療法人なござわ整形外科	八戸市湊高台二丁目二二の二	訪問介護	なござわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目二二の二	一九・二・一
ふるさと介護株式会社	平川市光城七丁目四三	訪問介護	ふるさと介護	平川市唐竹堀合五九の二	平成一九・〇・一

地域コミュニティー株式会社	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	介護予防通所介護	介護予防センターありがとう	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二〇	一〇・二・一六
有限会社さくら会	五所川原市金木町川倉七ツ野八四の三六	介護予防訪問介護	さくら園ヘルスパーステーション	五所川原市金木町川倉七ツ野八四の三六	一〇・三・一

青森県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三	介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	平成一九・三・一
社会福祉法人十和田湖会	十和田市大字奥瀬下川目二の九	居宅介護支援事業所	十和田市大字相坂字小林七六の五	一九・二・三〇

青森県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称並びに居宅介

護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	区分
株式会社ツケクア・テ	株式会社ツケクア・テ	社会福祉法人同伸会	社会福祉法人同伸会	ふるさと介護株式会社	ふるさと介護株式会社	居宅介護事業者
岩手県盛岡市愛宕町一〇の二七	岩手県盛岡市愛宕町一〇の二七	八戸市大字大久保字大山三二一	八戸市大字大久保字大山三二一	平川市光城七丁目四三	平川市光城七丁目四三	主たる事務所の所在地
福祉用具貸与	福祉用具貸与	通所介護	通所介護	"	"	居宅介護の種類
株式会社ツケクア・テ	株式会社ツケクア・テ	杏の里寄町あいの家	杏の里寄町あいの家	ふるさと介護	ふるさと介護	名称
八戸市根城三丁目一八	八戸市根城三丁目一八	八戸市桜ヶ丘三丁目四	八戸市桜ヶ丘三丁目四	平川市光城七丁目四三	平川市光城七丁目四三	所在地
一七・七・一	一七・七・一	一六・六・一四	一六・六・一四	一六・九・六	一六・九・六	変更年月日

青森県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	主たる事務所所在地
有限会社メ ブルの里	ふるさと介 護株式会社	ふるさと介 護株式会社	ふるさと介 護株式会社	株式会社ハ ウスバンク	株式会社ハ ウスバンク	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所
弘前市大字藤 代二丁目二二 の七	平川市光城七 丁目四三	平川市光城七 丁目四三	平川市光城七 丁目四三	南津軽郡平賀 町大字光城七 丁目四三	南津軽郡平賀 町大字光城七 丁目四三		
居宅介護支 援事業所メ ブルの里	"	"	"	ふるさと介 護	ふるさと介 護		
井一四 南津軽郡藤崎 大字藤崎字東 村	井一四 南津軽郡藤崎 大字藤崎字東 村	井一四 南津軽郡藤崎 大字藤崎字東 村	井一四 南津軽郡藤崎 大字藤崎字東 村	南津軽郡平賀 町大字光城七 丁目四三	南津軽郡平賀 町大字光城七 丁目四三		
一九・一〇・一六	一八・九・六	一八・九・六	一八・九・六	平成 一六・三・一六	平成 一六・三・一六	変更 年月日	変更 年月日

青森県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業の種類	居宅介護事業所		再開年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人 弘前豊徳会	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	訪問看護	訪問看護ステ ーショントナ カイハウス	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	平成 一六・三・一

青森県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業所		再開年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人 弘前豊徳会	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	訪問看護防 護	訪問看護ステ ーショントナ カイハウス	弘前市大字大 字中桜川一 八の一〇	平成 一六・三・一

青森県告示第五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称
社会福祉法人清友会

二 事業の種類

特別養護老人ホーム外ヶ浜建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県青森市大字奥内字宮田地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、青森市の奥内地区に特別養護老人ホームを建設し、地域福祉の推進を図るものであり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、社会福祉法人として児童福祉に長年携わってきたが、平成十二年の介護保険制度の導入を契機に、高齢者福祉にも携わることになり、児童福祉のみならず高齢者福祉を含めた地域福祉の事業実績があり、かつ、本件事業において青森市から補助金の交付決定を受けるなど財源措置を講じており、充分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

青森市において、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業については、「第三次青森市高齢者保健福祉計画」、「第二期青森市介護保険事業計画」及び「浪岡町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を指針として各種施策が進められてきたが、介護保険制度の改正を踏まえた見直し計画として「青森市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」が平成十八年三月に策定されている。

同計画によると、青森市は平成二十七年度に高齢化率が二十五パーセントに達すると見込み、来るべき本格的な超高齢化社会の姿を見据えた介護保険事業の円滑な実施と安定的な制度運営と併せ高齢者に関する各種保健福祉施策を一体的に推進している。

現在、青森市内における特別養護老人ホームは全部で十一施設が設置運営され

ているが、定員総数は七百五十八床で、施設の整備は十分なものとは言えず、特別養護老人ホーム待機者数は六百七十一名にも上る。さらに、介護保険施設として特別養護老人ホームの担う役割はとも大きく、重度の要介護者や、そのお世話をする家族への負担を軽減するべく、一床でも多く、かつ、早期の施設整備が望まれている。

本件事業は、このような高齢者福祉の現状を認識し、青森市が定める「日常生活圏域」のうち特別養護老人ホームの空白となっている第九圏域で、かつ、圏域の中間位置にある奥内地区に特別養護老人ホームを建設するものであり、特別養護老人ホーム五十床、シヨートステイ十名の入居施設を新設し、また、既存のデイサービスセンターを渡り廊下で繋ぐことで、包括したケアサービスを提供する施設を建設するものである。

本件事業の完成により、同地区の特別養護老人ホーム未整備の状況は解消され、また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で安心して生活でき、その持てる能力を最大限に発揮できるようになる。さらに、起業者が推進する「児童とお年寄による世代間交流」による児童福祉と高齢者福祉の両面から地域福祉の推進が図られることから、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の自然環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年条例第五十六号）に定められた対象事業に該当せず、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による、文化財及び保護のため特別の措置を講ずるべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

起業者は、起業地を選定するに当たっては、青森市が定める「日常生活圏域」のうち特別養護老人ホームの空白となっている第九圏域で、かつ、圏域の中間位置にある奥内地区であること。

イ 起業者が推進する「児童とお年寄による世代間交流」実現のため、既存のデイサービスセンター外ヶ浜及び奥内保育園と近い位置にあり、交流が容易に図れる場所であること。

ウ 事業に必要な面積が確保できること。

エ 交通の利便性が高いこと。

オ 日照、通風がよく静穏であるなど、特別養護老人ホームとしての環境に優れ

ていること。

を条件とし、青森市大字奥内字宮田内に候補地を二案（以下「第一案」、「第二案」という。）、「青森市大字前田字中野地内に候補地を一案（以下「第三案」という。）（選定し、本件事業の候補地を検討している。

この三案は、事業に必要な面積が確保でき、交通の利便性が高く、日照、通風がよく静穏であるなど、特別養護老人ホームとして、環境的に優れている。

この三案の検討において、本件申請案である第一案は、既存施設のデイサービスセンター外ヶ浜及び奥内保育園と隣接した敷地であり、本件事業による施設とデイサービスセンターを一体の施設として利用でき、各施設利用者間の交流及び園児との交流が容易に行うことができるとともに、連携して管理運営が可能となり、機能的に優れている。また、当該敷地は、接面道路とほぼ同じ高さであることから、造成費がほとんど不要であり、経済的に優れている。

第二案は、既存施設のデイサービスセンター外ヶ浜及び奥内保育園から約百五十メートル離れるため、各施設利用者間の交流及び園児との交流や連携しての管理運営面等、機能的にやや劣っている。また、当該敷地は、接面道路より約一メートル程度低くなっていることから、造成費が必要となるうえ、幹線道路に近いことから、走行車両の騒音の影響を受けるため、騒音対策費も必要となり、経済的に劣っている。

第三案は、既存施設のデイサービスセンター外ヶ浜及び奥内保育園から約一キロメートル離れるため、各施設利用者間の交流面において支障があり、連携して管理運営するためには、デイサービスセンター外ヶ浜を当該敷地に移転しなければならぬことから、機能的に劣っている。また、当該敷地は、接面道路とほぼ同じ高さであることから、造成費がほとんど不要であるものの、幹線道路に近いことから、走行車両の騒音の影響を受けるため、騒音対策費が必要となり、連携のためのデイサービスセンター外ヶ浜の移転という課題もあることから、候補地の中では、最も所要額が大きく、経済的に劣っている。

よって、本件申請案である第一案は、三案中、環境的・機能的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

介護保険施設として特別養護老人ホームの担う役割はとて大きく、重度の要介護者や、そのお世話をする家族への負担を軽減するべく、一床でも多く、かつ、早期の施設整備が望まれている高齢者福祉の現状において、本件事業の施行により得られる利益はできるだけ早期に発揮される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなまじないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
青森市役所 健康福祉総務課

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、十三地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

十三地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び五所川原市農林水産課水産室

三 縦覧期間

平成二十年一月二十五日から同年二月二十二日まで
縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市農林水産課水産室にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び中泊町小泊支所水産観光課

三 縦覧期間

平成二十年一月二十五日から同年二月二十二日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、中泊町小泊支所水産観光課にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥

内土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年一月二十五日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所         | 退任の年月日   |
|-------------------|--------|----------------|----------|
| 理事                | 澤田 公誠  | 青森市大字前田字中野二七の二 | 平成二〇・一・三 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭